

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第187号)

平成13年12月20日

横情審答申第187号

平成13年12月20日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成13年3月12日建監第156号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

港北区篠原町2990番地所在の建築物に係る現場写真及び是正計画書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、港北区篠原町2990番地所在の建築物に係る現場写真及び是正計画書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、港北区篠原町2990番地所在の違反建築物に係る行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年12月20日付けで行った一部開示決定のうち、「現場写真」及び「是正計画書」（以下併せて「本件申立文書」という。）の一部を非開示とした部分の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件請求のうち、本件異議申立てに係る部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、「現場写真」中の個人の顔の部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、「是正計画書」に記録されている移築予定地の所在は、経営方針、経理事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、法人の事業内容、事業用資産及び事業所得等が明らかになり、当該法人と利害を異にする者や競争上の地位にある者から不利益を被るおそれがあるため、本号アに該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 「現場写真」の個人の顔の部分については、市の職員が業務時間内の公務執行中の写真であれば、個人に関する情報というよりむしろ公人に関する情報といえる。公人であれば、条例第7条第2項第2号には該当しない
- (2) 「是正計画書」については、当該文書の中で「移築期間も含めて平成10年6月30日までに是正します」と約束しておきながら、2年以上経過した現在に至るも何ら是正されていない。「是正計画書」に記載された移転予定地が本当に存在するのかが確認する必要がある。違法建築物を安易に容認させないためにも開示すべきである。当該法人の権利、競争上の地位等の3号規定は、法を遵守する正当な市民に対するものであり、違法行為を続ける者の保護規定ではなく、本件処分は違法である。

5 審査会の判断

(1) 建築基準法違反に係る是正措置について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第1項によると、特定行政庁は、法の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築等違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認の手続を経ておらず、かつ、法第48条第1項の用途地域制限に違反している建築物について、横浜市長が法第9条第1項の規定に基づく措置を命ずるに至るまでの一連の過程において、実施機関が作成し、又は被処分者から取得した文書の一部であり、その内容は、実施機関が撮影した「現場写真」及び建築主から実施機関に提出された「是正計画書」であることが認められる。

「現場写真」には、当該違反建築物の外観及び是正措置命令の公示の状況等が記録されており、「是正計画書」には、違反建築を行うに至った経過及び理由並びに是正の計画等が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことがで

きると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、「現場写真」に写っている個人の顔の部分について、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 「現場写真」に写っている個人の顔の部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、当該個人が横浜市の職員である場合についても、職員の顔の部分は職務の遂行に係る情報には当たらないことから、当該写真中の個人の顔の部分はいずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、違反建築物の建築主が横浜市に提出した「是正計画書」に記録されている違反建築物所在地の地代及び当該違反建築物の移築予定地の所在について、本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 当該「是正計画書」に記録されている違反建築物所在地の地代及び当該違反建築物の移築予定地の所在については、当該違反建築物の所有者である法人の経営方針や経理等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については、いずれも条例第7条第2項第2号又は第3号アに該当し、開示しないことができるものであることから、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年3月12日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年3月23日 (第242回審査会)	・諮問の報告
平成13年10月12日 (第255回審査会)	・審議
平成13年10月26日 (第256回審査会)	・審議
平成13年11月9日 (第257回審査会)	・審議
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・審議
平成13年12月7日 (第259回審査会)	・審議